

南部町統合庁舎建設用地検討委員会報告書

平成29年4月18日

南部町統合庁舎建設用地検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 統合庁舎建設の必要性	1
3. 建設用地候補地の抽出	2
4. 建設用地候補地の評価	2
(1) 評価のために必要な視点	2
(2) 評価に必要な視点から検討した評価項目	3
(3) 意見募集に係る建設用地候補地	6
5. 検討経過に係る町民からの意見募集の実施	7
6. 候補地の選定において特に重視した事項	7
7. 候補地選定結果	8
8. その他の意見	9
9. 審議で用いた参考資料	9

付属資料

- (1) 南部町統合庁舎建設用地検討委員会設置要綱
- (2) 南部町統合庁舎建設用地検討委員会委員名簿
- (3) 南部町統合庁舎建設用地検討委員会経過

1. はじめに

南部町統合庁舎建設用地検討委員会（以下「委員会」という。）は、南部町統合庁舎建設用地検討委員会設置要綱に基づき設置され、統合庁舎の建設用地を検討・協議することを目的として設置されました。

委員会は、学識経験者を含む12名の委員をもって構成し、町長からの諮問を受け、平成29年2月から4月までに4回の委員会を開催しました。

本報告書は、委員会で検討された審議内容についてまとめたものであり、答申書に添えてここに報告いたします。

2. 統合庁舎建設の必要性

以下に示す事由により、委員会は統合庁舎建設の必要性は妥当と考えます。

- (1) 現庁舎は建設から30年を経過し、設備等の大規模改修が必要な時期も近づいており、将来の庁舎のあり方を検討してきたこと。
- (2) 今後増加が見込まれる社会保障費、学校を改修するための教育費など、将来確実に実行しなければならない事業の財源を確保するため、町にとって大変有利な合併特例債〔実質町の負担は3割（建設費が18億円の場合、国が12億円で町の負担が6億円となる）、平成32年までの期限〕を活用し、庁舎を統合すること。
- (3) 役場に来られる方の用件の約8割が、各種証明書や国保・税金・福祉等の窓口業務であることから、庁舎を統合しても窓口業務は各地区に残すこと。
- (4) 南部町の将来を思い、様々な角度から町民の皆様が最も利用しやすい庁舎の位置を検討すること。
- (5) 各地区にある窓口は残し、分散していた各行政部門を一か所に集約することにより、経費の削減、業務効率の向上、町民サービスの更なる向上が期待されること。

3. 建設用地候補地の抽出

委員会では、建設用地の候補地として下記の抽出条件を基にして、町内の現地調査を行い、総合的な見地で建設候補地10か所を抽出しました。

<候補地の抽出条件>

- (1) 統合庁舎の敷地面積が約10,000㎡以上を想定していることから、同程度の敷地を確保することが可能であること。
- (2) 幹線道路から比較的近距離にある場所、もしくは将来的な道路計画がある場所であること。
- (3) 地方自治法第4条第2項では庁舎の位置について「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とあるため、人口集積地の要所、もしくは人口重心に近い場所であること。

4. 建設用地候補地の評価

建設用地候補地の選定を検討する上で、下記の評価方法により実施した。

(1) 評価のために必要な視点

建設用地候補地を評価するため、次の13項目を評価に必要な視点とした。

- ① 人口重心であること。
- ② 東西約20km、南北約19kmの町なので中心性、発展性があることが望ましいこと。
- ③ 合併特例債の申込期限が迫っているので、建設用地の取得手続きに時間がかからないこと。
- ④ 災害時に救助・復旧の中心地にあること。
- ⑤ 軟弱地盤でないこと。
- ⑥ 盛土、切土が少ないこと。
- ⑦ 3町村合併後の共通事業として相応しいこと。
- ⑧ 用地取得等にお金がかからないこと。

- ⑨ 洪水に大丈夫なこと。(洪水の危険性が少ないこと。)
- ⑩ 地震に大丈夫なこと。(地震に強い地盤であること。)
- ⑪ 国道の有効利用が可能なこと。(見えること、近いこと)
- ⑫ 南部藩発祥の地にふさわしいこと。
- ⑬ 長い期間で見て将来的に良いとされること。(将来的に見て良いとされること。)

(2) 評価に必要な視点から検討した評価項目

必要な視点を基に、次の7項目を評価項目としました。

① 地理的な側面の考慮性

幹線道路等の連絡道路を考慮し、人口の重心地、将来の発展性が得られる用地となるか評価する。

② 事業の実現性

開発行為手続き、所有権移転(相続等)など予定している竣工日に影響がないか、事業に要する期間や経費、建設にあたっての不確定な要素を評価する。

③ 防災拠点としての安全性

庁舎は防災拠点としての役割が求められることから、災害(水害・地震等)時の救助、復旧の中心地となり、建設候補地周辺の被害、災害時の機能維持、必要となる自然災害対策のほか、折爪断層の影響を含め、安全性について評価する。

④ 経済性・施工性

庁舎建設に伴う、軟弱地盤対策工事、盛土・切土工事、用地取得、諸手続き、あるいは道路等社会基盤整備の必要性など財源的に実施可能か事業費の抑制を図ることができるか評価する。

⑤ 町民の利便性

庁舎は町民サービスを提供する最大の公共施設であり、町内外からの誰もが利用しやすい施設となるか評価する。

⑥長期的な視点でのまちづくりとの整合性

核となる中心地として適正な機能を有し、既存公共施設の集約、連携を図ることができ、少子高齢化、人口減少などを含めて、将来を見据えた立地条件であるか評価する。

⑦自然景観、歴史との整合性

庁舎は、恵まれた南部町の自然（名久井岳、馬淵川）、歴史（南部藩発祥の地、白華山法光寺など）を感じることができるか評価する。

上記、建設用地の抽出条件、建設用地選定に必要な評価視点並びに評価項目は表 1 に示す通りとなり、これらの建設用地必要条件、評価項目及び評価視点に基づき建設用地の検討を行った。

表1 評価項目および評価視点

候補地の必要条件

- (1) 統合庁舎の敷地面積が約10,000㎡以上を想定していることから、同程度の敷地を確保することが可能であること。
- (2) 幹線道路から比較的近距離にある場所、もしくは将来的な道路計画がある場所であること。
- (3) 地方自治法第4条第2項では庁舎の位置について「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」とあるため、人口集積地の要所、もしくは人口重心に近い場所であること。

	評価項目	評価の視点
1	地理的な側面の考慮性	・人口重心であること。 ・東西約20km、南北約19kmの町なので中心性、発展性があることが望ましいこと。
2	事業の実現性	・合併特例債の申込期限が迫っているので、建設用地の取得手続きに時間がかからないこと。
3	防災拠点としての安全性	・災害時に救助・復旧の中心地にあること。 ・軟弱地盤でないこと。 ・洪水に大丈夫なこと。(洪水の危険性が少ないこと。) ・地震に大丈夫なこと。(地震に強い地盤であること。)
4	経済性・施工性	・盛土、切土が少ないこと。 ・用地取得等にお金がかからないこと。
5	町民の利便性	・国道の有効利用が可能なこと。(見えること、近いこと)
6	長期的な視点でのまちづくりとの整合性	・3町村合併後の共通事業として相応しいこと。 ・長い期間で見て将来的に良いとされること。(将来的に見て良いとされること。)
7	自然景観、歴史との整合性	・南部藩発祥の地にふさわしいこと。

(3) 意見募集に係る建設用地候補地

委員会では、評価に必要な視点から検討した評価項目により、下記の5か所を候補地として選定した。また、建設用地検討についての経過を報告し候補地を絞り込むため、町民の方からのご意見を伺うことにした。

○ 福地地区 本庁舎周辺

- ・ 町有地のため用地取得の費用負担が無く、手続きに時間が掛からないこと
- ・ 防災拠点としての安全性があること
- ・ 国道の有効利用ができて利便性があること

○ 名川地区 健康センター周辺

- ・ 既にある公共施設等に集約され、連携を図ることができること
- ・ 人口重心に近いこと
- ・ 国道の有効利用ができて利便性があること

○ 南部地区 旧南部幼稚園跡地

- ・ 町有地のため用地取得の費用負担が無く、手続きに時間が掛からないこと
- ・ 国道の有効利用ができて利便性があること
- ・ 南部藩発祥の地にふさわしいこと

○ 名川地区 中央公民館周辺

- ・ 町有地のため用地取得の費用負担が無く、手続きに時間が掛からないこと
- ・ 防災拠点としての安全性があること
- ・ 人口重心に近いこと

○ 名川地区 あかね幼稚園周辺

- ・ 防災拠点としての安全性があること
- ・ 人口重心に近いこと。
- ・ 国道の有効利用ができて利便性があること

5. 検討経過に係る町民からの意見募集の実施

委員会では、町民の方に統合庁舎建設用地検討過程を報告し、前述の5か所から候補地の絞り込むため、平成29年3月16日から3月31日までの間、意見募集を実施した。

30名の町民から、参考となる貴重なご意見をいただいた。

6. 候補地の選定において特に重視した事項

各候補地に共通の課題

- ・鉄道や川により分断されている土地があり、交通の不便さ等土地利用の制限を解消するためには鉄道を越える陸橋、馬淵川を渡る大橋が必要

○ 南部地区 旧南部幼稚園跡地

- ・町有地のため用地取得の費用負担が無く、手続きに時間が掛からないこと
- ・国道の有効利用ができて利便性があること
- ・南部藩発祥の地にふさわしいこと

課題

- ・地盤は盤石でなく、折爪断層があり（最大で4mのずれが発生する可能性がある）、地震に大丈夫でない。（地震に弱い。）

○ 名川地区 あかね幼稚園周辺

- ・防災拠点としての安全性があること
- ・人口重心に近いこと。
- ・国道の有効利用ができて利便性があること

課題

- ・敷地面積の確保
- ・敷地形状がいびつであり、土地利用に制限が生じる可能性がある。

○ 福地地区 本庁舎周辺

- ・町有地のため用地取得の費用負担が無く、手続きに時間が掛からないこと
- ・防災拠点としての安全性があること
- ・国道の有効利用ができて利便性があること

課題

- ・人口重心から遠い（全町民から見た場合公平な距離にない）
- ・敷地面積の確保
- ・道路への出入りが不便
- ・現状の交通渋滞を解消する道路計画が困難

○ 名川地区 健康センター周辺

- ・既にある公共施設の利用が容易になり、連携を図ることができ、施設群の機能が有効に利用される可能性がある
- ・人口重心に近いこと
- ・国道の有効利用ができて利便性があること

課題

- ・地盤対策（土地の利用に地盤改良の必要性が生じる可能性がある）
- ・連絡道路の嵩上げ
- ・地盤が低いので盛土により洪水対策が必要

○ 名川地区 中央公民館周辺

- ・町有地のため用地取得の費用負担が無く、手続きに時間が掛からないこと
- ・防災拠点としての安全性があること
- ・人口重心に近いこと

課題

- ・連絡道路の整備（道路が狭い等）
- ・中央公民館の移転
- ・移転完了まで、現状の中央公民館に代わる施設が必要となる

7. 候補地選定結果

5か所の候補地を町民の方からの意見を参考に、様々な角度から評価・検討した結果、下記の2か所を建設用地の最終候補地といたしました。

○名川地区 健康センター周辺

○名川地区 中央公民館周辺

8. その他の意見

建設に関しての意見

- ・庁舎に来られる用件の約8割の方が、各証明書や国保・税金・福祉等の窓口業務であることから、庁舎を統合しても、窓口業務は各地区に残していただきたい。
- ・庁舎建設にあたっては、南部町の魅力等の情報発信と地域産業を振興することに留意してほしい。
- ・庁舎建設に際して災害時の行政機能の向上や行政サービスの向上を併せて実行してほしい。
- ・財政的な制約はあるかもしれないが、思い切った機能的な建物を作ってほしい。

9. 審議で用いた参考資料

- (1) 地震に関する資料
- (2) 洪水に関する資料
- (3) 人口重心に関する資料
- (4) 南部町重心地に関する資料
- (5) 建設地検討に係る町民からの意見募集に関する資料
- (6) 他用地選定にかかわる資料（個人情報等に係るため非公開）

付 属 資 料

1. 南部町統合庁舎建設用地検討委員会設置要綱
2. 南部町統合庁舎建設用地検討委員会委員名簿
3. 南部町統合庁舎建設用地検討委員会経過

南部町統合庁舎建設用地検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南部町統合庁舎の建設用地について、総合的な見地から必要事項を検討し協議することを目的として、南部町統合庁舎建設用地検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、南部町統合庁舎の建設用地について必要事項を検討し協議を行い、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

1 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 町内の公共的団体等の役員又はその団体等に所属する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事務が終了する日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議で議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 第3条に掲げる者のほか、必要に応じて関係職員を出席させ説明を行うことができるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、南部町総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年2月3日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に定める事務が終了したとき、その効力を失う。

南部町統合庁舎建設用地検討委員会委員名簿

	氏 名	役職・地区等	備 考
1	佐々木 幹夫	八戸工業大学大学院 土木建築工学科 教授	委員長
2	田中 哲	八戸学院大学 ビジネス学部 教授	
3	馬渡 龍	八戸工業高等専門学校 環境都市・建築デザインコース 准教授	
4	森田 友彦	苫米地地区	
5	三浦 恵美子	あかね地区	
6	小村 健造	杉沢地区	
7	掛端 麻美子	名久井地区	
8	板垣 雅英	剣吉地区	
9	中村 文男	鳥谷地区	
10	坂本 正勝	大向地区	
11	石井 みほ子	沖田面地区	
12	西舘 隆	諏訪ノ平地区	副委員長

南部町統合庁舎建設用地検討委員会の検討経緯

回 数	開催年月日	内 容
第1回	平成29年2月21日	・ 委員長、副委員長の選出 ・ 諮問 ・ 庁舎のあり方の検討に関するこれまでの経緯について ・ 現地調査 ・ 統合庁舎の建設用地について
第2回	平成29年3月6日	・ 統合庁舎の建設用地について ・ 町民からの意見募集について
第3回	平成29年3月14日	・ 建設用地候補地の評価について ・ 町民からの意見募集について ・ 答申案について
第4回	平成29年4月18日	・ 町民からの意見募集の結果について ・ 答申案について ～会議終了後～ 答申